

No.	質問内容	回答
1	P 1 『(2)協定締結後、認定こども園法第34条第3項の規定により本市を経由し奈良県知事に届出を行うこと。』との記載であるが、従来の幼保連携型認定こども園の設置認可手続きと何が異なるのでしょうか？	いわゆる認定こども園法では、民間の法人等が認定こども園を設置する場合は都道府県知事の認可が必要（第17条1項）になります。市の指定を受けた公私連携法人は、県から認可を受けるための手続きは必要なく、届出だけ（第34条3項）で済ませられるようになっています。
2	P 2 （7）三者協議会 『保護者代表、指定法人、本市の三者で構成する三者協議会を設置すること。』との記載であるが、設置の開始および終了目安をお示しいただきたい。	三者協議会の設置開始は、市との協定を締結以降、速やかに行うものと想定しています。公私連携として、その都度生じる課題に対応するため、終期については予定していません。
3	P 2 3. 新設する施設の概要 （3）定員 『次の定員を下限として、指定法人が提案し、本市と協議のうえ設定すること。設定にあたっては、在園児の進級が可能となるよう考慮すること。《表略》3歳児 40人以上 4歳児 42人以上 5歳児 42人以上』との記載であるが、直近3か年の在園児数から開設時である令和9年4月の人数を推測した人員と見受けられる。 当該施設周辺地域には私立幼稚園が多く存在しており、遠くの市外からもバスでの園児獲得に積極的である。令和6年 令和7年 令和8年の動向を見ながら定員修正および設備計画に反映させてもよろしいでしょうか？	現状において、地区内の2歳児以下の人口が大きく減少することが見込まれない中、真菅北幼稚園及び耳成西幼稚園の1号認定の利用希望者については全員入園させる旨、実施計画に記載しています。保護者及び園区内住民に対しそのように説明しているので、令和9年4月の開園にあたっては、条件に記載のとおり、記載の人数が下限であり、将来の定員拡大に対応できるよう努めてください。
4	（4）協定期間…令和29年3月31日までの協定期間が終了すれば、一般の幼保連携型認定こども園に戻る選択肢はあるのでしょうか？	協定期間終了時に更新について協議いたしますが、現時点では公私連携幼保連携型認定こども園の更新を想定しています。
5	（4）協定期間 『当初の協定期間は、協定の締結日から令和29年3月31日までとする。協定期間満了後の更新については、…《後略》』との記載。P 4 「5. 施設整備に関すること （1）土地について ②貸与する用地の使用料は、令和19年3月31日までは無償と記載され、その後は協議とある。協定拘束と②貸与する用地使用料の、無償期間が異なる理由をお示し願います。	令和19年3月31日までは、開園や開園後のスムーズな運営を行えるよう公私連携法人の経済的負担を軽減する観点から使用料を無償としています。 後半の10年間の使用料については、認定こども園の運営状況等を踏まえ、両者で協議のうえ、市で判断することとしています。
6	P 4 5. 施設整備に関すること （1）土地について 『③貸与する土地の測量については、本市が実施する。』との記載。小学校との境界が曖昧で分筆作業を進めているとのことだが、終了期限はいつ頃と定めているのかお示し願います。	真菅北小学校・真菅北幼稚園登記業務委託は、令和6年3月29日を履行期限としております。
7	P 4 5. 施設整備に関すること （1）土地について 現場説明会において『当時の確認申請・検査済証の有無は定かでは無いが、古い時代のことなので学校と幼稚園が同一敷地にて申請している可能性がある。』『区画が曖昧で道路のセットバックによる区画変更も過去にあり、少なくとも何かしらの届けが必要と市内部で伺っている。』との市当局からの説明であったが、いずれ開発要否判定が必要と考えられる。所有者は橿原市であるが、この判断は、誰が行い、開発事業は誰が実施するのか？ 開発行為が必要となった場合この費用負担は誰が持つのか？ 『（2）園舎等の整備について ②、特に外構工事』との整合性も併せて整理をしご回答いただきたい。	施設整備の主体は事業者側になることから、開発行為に関する手続きについても、事業者で行っていただくこととなり、費用についても事業者負担となります。開発に関する協議先は奈良県となります。
8	北側前面道路のR24への渋滞を考慮すると、進入路は園の東側が望ましいという話があったが、東側道路の幅員およびについて教えてください。	東側道路からの進入が望ましいという訳ではなく、渋滞対策を考慮すると、北側であっても東の方が良いのではないかとという話であり、事業者側で総合的に判断して提案してください。 なお、東側道路の幅員については約6mです。
9	敷地東側の道路を挟んだ敷地で現在進行中の工事について、掘削工事による盛り土状のものも見られるが、工事内容と工期等について可能な限り教えてください。また、その工事計画では園側の交通には支障がないか含めて教えてください。	東側の土地に関しましては、市の管理地ではないため、土地の利用計画等は分かりかねます。現時点では、市に対する造成に関する届出はありません。
10	小学校との境界が曖昧で分筆作業を進めているとのことだが、その作業が終了しないことには開発の許可は下りない。そのタイムロスにより、必然的にタイトなスケジュールとなることが予測され、事業者は綿密で複雑な工程管理が求められることになるが、それに伴うコストの増加について、橿原市の見解をお示し願います。	先述のとおり、登記業務委託は令和5年度末に完了を予定しており、真菅北幼稚園の開園は令和6年度末の予定であるので、開発許可等のスケジュールに支障を与えるとは考えていません。
11	P 5 6. 保育・教育等の運営に関すること 『(1)保育・教育に関する全体的な計画について ①橿原市就学前の保育・教育統一カリキュラム（令和3年4月改定）に基づき…《後略》』との記載があるが、提示を頂きたい。数十年 橿原市内で就学前施設を運営しているが説明も頂いていない。どのような審議会で承認されたのかも教えてください。	橿原市就学前の保育・教育統一カリキュラムについてはHPに掲載しております。 https://www.city.kashihara.nara.jp/material/files/group/106/karikyuramu.pdf 橿原市就学前の保育・教育統一カリキュラムについては、庁内で検討委員会を立ち上げ、所定の手続きにより定めたものです。

12	P 7 『8. 職員の研修に関すること(2)園長は、本市が主催する園長会等に参加し、情報共有を図ること。』との記載であるが、公立の園長会を指すのか？	本市で行っている保育・教育内容への理解を深めるとともに、公私連携法人として、公立園との交流・情報共有を図ることにより継続的な保育の質の向上及び発展等を図るため、公立の園長会に参加していただくことになります。
13	P 7 『9. 運営経費等 (1)建設費 本事業は就学前教育・保育施設整備交付金の活用を予定しており、本市の予算成立後予算の範囲内で、本体工事費等に対する補助金を交付する。』との記載であるが、建築材料やエネルギー価格高騰、人手不足による人件費の高騰等、建築を取り巻く状況は非常に厳しく、着工予定の令和8年度の予測がつかず状況で工事の受け手の確保が厳しい状況である。R5.3の適正配置実施計画で示された概算コストを大きく上回ることが見込まれるが、その価格のスライド分について榎原市の見解をおよび見通しをお示しいただきたい。	榎原市としては、国の同交付金の規定及び市の補助金交付要綱等に定める基準額及び補助割合等に基づいた金額を交付します。
14	『9. 運営経費等 (4)その他の費用』について明確な記載はないが、現状が私立園の補助金など、原則支給されるとの認識でよろしいでしょうか？	ここで言う「その他の費用」とは保護者から徴収する保育料以外の徴収金についてを指しています。 民間保育所等運営補助金等の各種補助金は、現状の民間保育所等への補助金が適用されます。
15	P 9 『1 2. 報告・評価等』一般的に社会福祉法人が行っている(1)保育・教育計画の作成および(2)実績報告については、県などの事業・決算報告をしているものと同等のものでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。(県提出分と同等のもので結構です。)
16	P 9 『1 3. その他 (1)保険』具体的には、どのような保険をイメージされているのでしょうか？	特定の保険への加入を要件とはしていませんが、例えば認定こども園の管理・運営や、児童・職員のケガ等に備えるため賠償責任保険や傷害保険等を想定しています。
17	現在敷地内では 学童保育を実施されているようですが、令和9年4月以降 設置予定の園と学童保育の併設を提案させて頂いてもよろしいでしょうか？	現在敷地内で運営している学童保育は令和7年度より真菅北小学校内への移設を予定しています。併設の提案はしていただいてもかまいませんが、こども園の将来の定員拡大にも対応できるよう施設整備を行った上での提案としてください。
18	4-1 法人の状況 理事会議事録 募集要項などの明示が突然であったこと、提出書類の切期間が短いことより理事会・評議員会開催が、切以降の開催となる。いつまでの開催であれば許容範囲であるかお示しいただきたい。	書類の提出期限が翌年1月までありますので、可能であれば、臨時の理事会等で決議を取って頂くか、もしくは書面決議等を行っていただき、法人として応募を決議したことがわかる書類を提出してください。
19	5-1 勘定科目内説明細書…膨大な資料となるためPDFなどの電子データの提出でもよろしいでしょうか？	募集要項に記載のとおり紙での提出をお願いします。 枚数の削減のため、勘定科目内説明細書については2ページを1枚に集約して印刷いただいてもかまいません。
20	5-1 (法人税、消費税、法人市民税) …該当ない場合はどのようにすればよろしいでしょうか？	申告法人に該当しない場合は「該当ない」旨を任意の様式にて記載のうえ提出してください。
21	6-4 『施設整備計画 配置図、平面図、イメージ図等』敷地境界が不明なこと、周辺道路の今後の整備状況およびセットバック考え方等が不明な点である事より、どのレベルのものを提出すればよろしいでしょうか？	様式にも記載しておりますが、「配置図、平面図、イメージ図等」についてはあればかまいませんが、具体的に施設がイメージできるように様式6-4 施設整備計画に記載してください。
22	6-4 『施設整備計画 施設整備に関する工程表』の提示とありますが、榎原市発注解体工事のスケジュールを明示願います。開発行為が必要となった場合大幅にスケジュールが変更になります。開発行為の規模にもよりますが、開発行為を含んだ工程を想定すればよろしいでしょうか？	解体工事は令和8年1月頃の完了を想定しています。開発行為も想定し、工程表を作成してください。
23	6-5 資金収支計画書 同様な事例を参考にし、資金収支計画を作成してもよろしいでしょうか？ 借入金返済計画(資金借入れの場合) 建築概算が出た場合借入が必要となりますが、今次事業提案時は割愛してもよろしいでしょうか？	どのような資料を参考にされるかは事業者判断となりますが、本事業内容に沿った計画を作成いただき、積算根拠等を添付資料により明らかにしてください。 資金借入れの予定があれば、借入金返済計画は提出してください。